

[事案 2022-279] 損害賠償請求

・令和5年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の案内が不十分であったことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

夫を契約者・被保険者、自分を家族年金受取人として平成17年4月に契約した家族収入保険について、平成25年10月に夫が死亡し、家族年金が9年間支払われたが、保険会社が発行した「年金お支払内容のお知らせ」の記載内容が不十分であったために、確定申告において課税所得を本来より過大申告し、所得税等を過大に納付してしまった。実際に納付した金額から、修正申告による還付金と本来納付すべき金額を差し引き、利息を付加して損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 課税申告額は、納税者自ら算出するもので、当社に提示責任はない。また、本件の課税申告額は、国税所定の計算書を用いれば、納税者でも算出可能であった。
- (2) 当社が発行していた「年金お支払内容のお知らせ」の内容に不足や誤りはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、納税時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の案内が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。